

●香川県告示第561号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成19年12月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 取消年月日  
平成19年11月30日
- 2 住所  
丸亀市大手町2丁目1番7号
- 3 氏名  
丸亀市身体障害者福祉連合協会
- 4 売りさばき場所  
丸亀市大手町2丁目3番1号 丸亀市役所内